

平成 26 年度 十和田商工会議所要望に対する回答一覧

<重点要望事項>

- ・全天候型多目的球技場の設置について・・・2
- ・通学路としても利用されている、
市内切田地区に行くための主要道路の道路拡幅整備促進・・・4

<新規要望事項>

- ・まちなか居住促進のために補助制度等支援策の継続と
「まちなか定住促進事業補助金」の補助対象者への「企業」及び「家主」等の追加について・・・5
- ・中心商店街の老朽化しているアーケード改修に対する助成・・・6
- ・大雪時の効率的かつ効果的な除雪体制の構築・・・7
- ・主要地方道三沢十和田線の三本木農業高校正門西側に設置された
バス停用停車帯への街路灯設置促進・・・8
- ・官庁街通りの歩道の点検(地面の隆起など)及び
車椅子やベビーカーでも散策しやすい路面の整備促進・・・9
- ・十和田市観光物産センターの有効活用のための
表示看板の見直しについて・・・10
- ・官庁街通りの全体的な景観を考えたアート広場の整備促進・・・11
- ・市内の公園に隣接する駐車場の整備促進・・・12
- ・全国レベルのイベント等の招致推進・・・13
- ・老朽化した市相撲場の改修促進・・・14

<継続要望事項>

- ・既存の予防接種ワクチンの公費助成の継続・・・14
- ・十和田市都市計画道路下平・東小稲線の早期整備促進について・・・15
- ・十和田市防災計画の再構築と市民への周知徹底及び勉強会の開催・・・16
- ・みどころ、食、イベント、駐車場情報等の発信機能の整備促進・・・17
- ・中心市街地に観光客を受け入れるための
大型バス等対応可能な駐車場の整備促進・・・18
- ・高森山総合運動公園への案内看板の設置・・・19
- ・新渡戸記念館の整備と太素塚の環境整備(駐車場案内看板を含む)の促進・・・20
- ・東北新幹線八戸駅及び七戸十和田駅から十和田市内観光・誘客の促進・・・21
- ・十和田市の入札における「最低制限価格」の設定と入札参加資格の見直し・・・22

重点要望事項1

全天候型多目的球技場の設置について

＜要望の内容＞

当所から長年十和田市に要望していた「高齢社会にも対応した県立の合宿所を併設した多目的室内スポーツ施設の中心市街地への建設実現」については、今年度、十和田市庁内検討会において意見集約された結果、「屋内サッカースタジアム(全天候型多目的球技場)の設置」となり、今年度の青森県への要望項目として、十和田市から重点事業要望書を7月に提出していただきました。しかし、内容については理解したものの、総工事費や採択されるまでの期間等を考えると、なかなか難しい設置要望なのではないかと危惧するところです。

そういった中、去る7月31日、県商工会議所連合会から青森県に要望書を提出しました。内容は、「2020年の東京五輪・パラリンピックの開催、2018年には韓国平昌(ピョンチャン)冬季五輪・パラリンピックが開催されます。新幹線などの鉄路、高速道路、フェリーや大型客船に対応する港、ソウルを含めた航空路が整備された本県は、各種大会の誘致やオリンピックに代表される大規模大会の事前調整合宿地としての可能性を有しますが、スポーツ・コンベンションの誘致活動は、行政と競技団体、民間事業者が連携し、県を挙げた取組を早い時期から進めることで効果を高めることができると考えます。つきましては、国内の各種スポーツ大会誘致、並びに2つのオリンピックにかかる直前合宿地への早期の取組と、そのために必要な組織体の設置、併せて国際規格に対応した各種競技施設の整備の在り方にかかる検討について、ご高配を賜りますようお願い申し上げます」となっています。

当市においても、合宿の候補地として十分可能性を秘めていることから、当市の地域性を生かし、早期に実現できる県立施設の設置をお願いします。

また、設置場所についても、子供たちが親の手を借りなくても自転車で行けるような場所と、冬期間でも子供たちが楽しめる施設も兼ね備えていただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

屋内サッカースタジアム(全天候型多目的球技場)の設置要望については、多額の事業費を要するものであり、今すぐ実現することは難しいものであることは十分に承知しています。

しかしながら、県内では J リーグなどの試合を生で観戦できない状況において、県立施設の整備によって、次代を担う子ども達に夢を与えることも重要なことと考えています。

十和田市をはじめとする周辺地域は、J リーガーを輩出するなどサッカーが盛んであり、このような地域の特性や県立施設の整備状況を考え合わせれば、県においてサッカースタジアムの整備が必要ではないか、そして、その設置場所には、当市が一番ふさわしいのではないかと、この思いから設置を要望したものです。

この施設は、あくまでも県が設置し管理運営する施設として要望していますので、県立のスポーツ施設の整備状況や財政状況を勘案しながらにはなりますが、県民に夢を与える施設として、引き続き県に対して要望していきたいと考えています。

また、設置場所については、一般論として、県立施設の規模や駐車場の整備を勘案すると、街なかへの設置は困難なものと考えています。

次に、二つのオリンピックにかかる直前合宿地への取組についてですが、市では、既に 2020 年の東京オリンピックにおける海外選手団の合宿誘致に手を挙げており、現在、誘致の手順やスケジュール等について県などから情報収集を行っています。今後、関係機関、関係団体等からご意見を伺いながら、練習場や宿泊施設、交通手段の確保などについて検討し、誘致活動に取り組んでいきたいと考えています。

重点要望事項2

通学路としても利用されている、 市内切田地区に行くための主要道路の道路拡幅整備促進

<要望の内容>

十和田市中心部から切田地区へ向かうルートとしては、三本木中学校西側から後沢商店前を通り(市道吾郷4号線)、県道45号十和田三戸線を通るルートが多く利用されていますが、後沢商店付近の道路は住宅が密集し、見通しが悪い上に幅員も狭く、食い違い交差もあり、車両とのすれ違いや歩行者の通行など、交通安全上大変危険性が高い状況にあります。ついては、市民生活の安全性や利便性を図るため、道路拡幅や交差点改良、歩道整備など、当該地区の総合的な交通網の整備をお願いします。

<回答の内容>

現在、後沢商店付近の道路(市道吾郷4号線)に関しては、幅員が狭い等、利用者に不便をおかけしていることは認識していますが、当該路線沿いには住宅が密集していて、拡幅は非常に難しいと考えています。

主要地方道十和田三戸線の整備については、平成21年度から県に対する重点事業要望を行っていますが、今後も要望を継続していきたいと考えています。

新規要望事項 1

まちなか居住促進のために補助制度等支援策の継続と 「まちなか定住促進事業補助金」の補助対象者への「企業」及び「家主」等の追加について

<要望の内容>

「まちなかへの居住支援」は、十和田市中心市街地活性化基本計画において大きなコンセプトの一つとなっています。十和田市は、支援策として「まちなか定住促進事業」を実施する中で、平成 25 年度には、「若年子育て世帯」のみであった補助対象に「勤労(単身含む)世帯」を追加して対象条件を緩和するとともに、「まちなか共同住宅整備促進事業補助金」と「都市型共同住宅整備事業補助金」を新設し、建て主までその対象を広げ、補助制度の拡充を図ってきました。

しかし、「まちなか定住促進事業補助金」は、個人の借り主のみが補助対象者であり、社宅等として「まちなか居住促進」の可能性のある企業や家主側は対象外となっています。補助制度支援策を継続することはもとより、個人の入居者に限らず、企業や家主側等の「まちなか居住」への積極性を促すためにも、「まちなか定住促進事業補助金」の対象者に「企業」及び「家主」等への配慮をお願いします。

<回答の内容>

市では、進展する少子高齢化や人口減少などの社会変化に対応できる、コンパクトで持続的なまちづくりを推進するため、十和田市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 22 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けて平成 26 年度までを計画期間とした各種活性化委事業を実施しており、この事業の中の一つとして「街なか定住促進事業」にも取り組んできました。

今年度は、計画期間最終年度のため期間内に行った各種事業の評価・検証を行うこととしており、同事業の継続等も含め、今後検討していきたいと考えています。

新規要望事項 2

中心商店街の老朽化しているアーケード改修に対する助成

<要望の内容>

中心商店街のアーケードも完成から 18、9 年が経過し、鉄骨の柱が錆びるなど老朽化が進んでいます。歩行者の安全を考えれば早期の修繕が必要ですが、管理所有する各商店街では修繕費の捻出がままならない状況から、アーケードの修繕に対する助成を検討していただきますようお願いします。

<回答の内容>

商店街振興組合の所有であるアーケードについて、4 丁目、5 丁目、6 丁目については平成 6 年に整備され、7 丁目、8 丁目については平成 7 年に整備されたものであり、支柱や屋根の一部にさびや汚れなどが見受けられています。

市としては、商店街の安全確保や景観向上による魅力アップを図るためにも、所有者である各商店街振興組合に、経済産業省の実施する商店街まちづくり事業によるまちづくり補助金の活用について情報提供していきたいと考えています。

新規要望事項 3

大雪時の効率的かつ効果的な除雪体制の構築

<要望の内容>

十和田市当局では、十和田市行対策検討委員会やとわだの冬の道を考える懇談会を通じて、「十和田市協働による除雪の推進に関する条例」を制定し、行政、市民、除雪業者の3者で除雪に関する除雪体制の構築に取り組んでいますが、記録的な大雪に見舞われた際の具体的な除雪体制が不十分なため、大雪時に市内交通網がマヒ状態となり、市民生活に大きな影響を与える可能性があります。

つきましては、大雪時の効率的かつ効果的な除雪体制について検討していただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

大雪時の除雪体制については、除雪事業の主力を担っていただいている十和田市建設業協会と十和田市の間で意見交換会を実施した上で、大雪時の具体的な作業マニュアルをこのほど策定しました。

この作業マニュアルは、大雪時、緊急車両等の通行が出来る道路の確保を最優先し、その後、除雪車に加え除雪ロータリー車を導入し順次幅員を確保する作業手順としており、今年度の除雪事業から実施します。

新規要望事項 4

主要地方道三沢十和田線の三本木農業高校正門西側に設置された バス専用停車帯への街路灯設置促進

<要望の内容>

2012年3月の鉄道廃止に伴い運行されることとなった鉄道代替バスについて、主要地方道三沢十和田線の工業高校・三農校前バス停の各所にバス用の停車帯が設置されました。

このうち、三本木農業高校正門西側に設置された停車帯については、周りに民家等がないことから街灯が設置されておらず、未だバス停としての停車帯の供用が開始されていない状態となっています。

つきましては、昨今の事件等を鑑み、三農校生徒の安全確保のため、生徒の防犯上・安全上の観点から、三本木農業高校正門西側の停車帯への一日も早い街路灯の設置をお願いします。

<回答の内容>

当該箇所は、行政区域が六戸町となっており市の管轄外地域にあります。

このため、市の防犯灯整備及び町内会による街路灯設置に対する補助等の事業については実施が困難ですので、十和田市としては、県道を管理している県に対して道路照明灯の設置を要望していきたいと考えています。

新規要望事項5

官庁街通り歩道の点検(地面の隆起など)及び 車椅子やベビーカーでも散策しやすい路面の整備促進

<要望の内容>

現代美術館やアート広場の整備により、近年、官庁街通りやその周辺を散策する旅行者・市民が多く見受けられるようになりました。その中には、車椅子やベビーカー、旅行用のキャリーケースを引いている方も見られます。

現在の市内中心部に新たに整備された歩道は、バリアフリーに対応し、こうした方々にも優しい設計となっています。しかし、いち早く整備された官庁街通りの歩道は、地面の隆起などによる路面のゆがみや、歩道路面や車道との境界の縁石が削られたり破損したりするなどして凹凸が生まれ、バリアフリーの機能を十分に果たしていない箇所が見られます。

そこで、官庁街通りの歩道状態の点検及び車椅子やベビーカー等でも散策しやすい路面の整備についてお願いします。

<回答の内容>

官庁街通りの歩道に関しては、根上がりや平板の劣化により路面の凹凸が見受けられます。

今後は、官庁街通りやその周辺の歩道等の点検を強化し、適宜維持管理に努めていきたいと考えています。

新規要望事項 6

十和田市観光物産センター有効活用のための 表示看板見直しについて

<要望の内容>

十和田市観光物産センターは、観光案内をはじめ、物産・お土産品の販売等を取り扱う十和田市の観光情報発信の拠点として、アートステーショントワダ内に設置されています。

つきましては、観光情報発信拠点であるための方策として、視覚的に訴える表示看板等の見直しを考えていただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

観光物産センターは、アートステーショントワダの中核として、観光客への情報提供はもとより、十和田市の物産を紹介・販売するなど、重要な観光情報発信施設であり、今年度は市の観光PRのホームページのリニューアルを図り、情報発信の強化を行っています。

また、アートステーショントワダの各テナントを含めた視覚的に訴える案内看板の設置については、その必要性を認識しています。

つきましては、看板を設置することが可能かどうか、また、可能である場合、どのような方法があるのかについて、施設所有者と協議していきたいと考えています。

新規要望事項7

官庁街通りの全体的な景観を考えたアート広場の整備促進

<要望の内容>

十和田市野外芸術文化ゾーン構想に基づき、2008年4月に十和田市現代美術館が開館、2010年春には同美術館向かい側にアート広場が完成し県内外から多くの観光客が訪れて賑わいを見せています。

しかし、完成したアート広場は、上北労働基準協会を東西で挟む形で整備されたため、全体的な景観を考えると、同協会の建物の存在には違和感があります。個性あふれる『アートのある街』『感動創造都市』を目指すためにも、より魅力的で美しい官庁街通りの景観を考えたアート広場の整備を検討していただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

野外芸術文化ゾーンは、官庁街通りの空き地活用の観点から整備したものであり、本事業によるアート広場の整備は終了しています。

したがって、要望の件については、新たに空き地が生じた時点で、改めて検討していきたいと考えています。

新規要望事項 8

市内の公園に隣接する駐車場の整備促進

<要望の内容>

十和田市内には数多くの公園があり、市民の憩いの場として広く利用されているが、八甲公園や三木野公園付近には隣接した駐車場が無いため、公園利用者が不便を感じております。市民の憩いの場として、誰でも利用しやすいよう公園に隣接した駐車場の整備を検討していただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

八甲公園は、誘致距離 250m のもっぱら街区に居住する者の利用を目的とする街区公園として、国有地の無償貸与により設置されていることから、駐車場の設置は難しいと考えます。隣接する西二番町駐車場（有料）の利用をお願いします。

また、三木野公園は、誘致距離 500m の主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園であり、法による駐車場設置の義務はありませんが、体の不自由な方や遠方からの利用者のため、公園南側の道路残地を駐車場として活用できるか検討していきます。

新規要望事項 9

全国レベルのイベント等の招致推進

<要望の内容>

十和田市は、全国に誇れる豊かな自然と受け継がれる歴史に育まれた街であり、新幹線駅はありませんが、これまで多くのコンベンションやスポーツ大会、イベント開催がされています。昨年においても北海道・東北 B-1 グランプリが開催されるなど、「おもてなし」を全面に出し大変喜ばれたイベントとなりました。また、毎年、全国高校・全日本大学相撲大会も開催され、平成 27 年度は 8 年ぶりに全国中学校相撲選手権大会も開催されることとなっています。つきましては、今後においても全国レベルのコンベンションや各イベントを十和田市に招致し、活性化に繋げていただきますようお願いいたします。

<回答の内容>

十和田市では、全国を対象としたスポーツ大会として「選抜高校相撲十和田大会」、「全日本大学選抜相撲十和田大会」、「とわだ駒街道マラソン大会」を開催しているほか、今年度は、市制施行 10 周年記念事業として、高森山パークゴルフ場及び八甲田パノラマパークゴルフ場を会場とした「第 1 回是全国パークゴルフ大会」を開催しました。また、来年度には「第 10 回 B-1 グランプリ」全国大会及び「平成 27 年度全国サイクリング大会 in 青森」の当市での開催が決定しています。

このほかにも、来年度は「東北市長会総会」や「第 158 回日本獣医学会学術集会」など、全国または東北規模のコンベンションが開催されることになっています。

全国規模のコンベンションや各イベントの開催については、当市の魅力を全国に発信する絶好の機会であることから、関係団体や関係機関と連携を図りながら、今後も取り組んでいきたいと考えています。

新規要望事項 10

老朽化した市相撲場の改修促進

<要望の内容>

毎年夏に開催されている大学・高校の相撲大会は、十和田市でも唯一の全国大会であります。その会場となる市相撲場は、昭和 51 年に建設されて以来、これまで軽度な改修を行ってきたものの全面的に老朽化が進んでいます。現在では、相撲大会のほか、各種催し物やイベントにも使用されることから、将来性を考え、利便性の高い施設を視野に入れた改修工事をお願いします。

<回答の内容>

相撲場は、必要に応じて屋根や観覧席等の修繕・改修を行い、相撲場としての機能を維持しています。

当該施設の今後の在り方等については、公共施設等総合管理計画の策定過程の中で検討することとしています。

継続予防事項 1

既存の予防接種ワクチンの公費助成の継続

<要望の内容>

既存の予防接種ワクチンの公費助成の継続

<回答の要望>

予防接種法に基づき、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、定期予防接種を全額公費負担（高齢者対象のインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種費用は一部負担）により実施します。

継続要望事項 2

十和田市都市計画道路下平・東小稲線の早期整備実現について

<要望の内容>

【平成 24 年度からの継続要望】

十和田市都市計画道路下平・東小稲線は、現在東小稲から大学通りまで完成して供用が開始されていますが、計画では主要地方道三沢十和田線を交差し、同じく都市計画道路佐井幅・高清水線（幅員 16m、延長 3,530m）に接続する路線となっています。この路線が完成すれば、稲生川に遮断された南北地区間の往来活発化に加え、ひがしの団地駅付近の丁字路交差点の混雑解消と主要地方道三沢十和田線の渋滞緩和に大きく貢献できるものと考えます。

つきましては、市民生活の安全性や利便性の向上を図るためにも、十和田市都市計画道路下平・東小稲線の早期整備実現をお願いします。

<回答の内容>

都市計画道路下平・東小稲線は、市街地の東側を旧国道 4 号と並行し、市街地北部と南部を結ぶほか、環状幹線として旧国道 4 号のサポート道路及び沿線地域の市街地誘導を促進するために計画された重要路線です。

当該道路と主要地方道三沢十和田線との交差点整備については、昨年度一部ボックスカルバート（橋）を設置しましたが、今年度に入り、県から主要地方道三沢十和田線の補助事業の活用による整備を検討していることが示され、県道整備との擦り合わせを行うため工事を一旦中止しています。

供用開始の時期については、県から具体的な整備の着手時期を示されていないことから、今の段階では申し上げることができませんが、県に対し早期供用開始を要望していきます。

尚、未整備区間についても、主要地方道三沢十和田線の整備動向を見ながら着手時期の検討を進めているところです。

新規要望事項 3

十和田市防災計画の再構築と市民への周知徹底及び勉強会の開催

<要望の内容>

【平成 24 年度からの継続要望】

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、その後も各地で地震・台風などの災害や放射能の被害が多発しています。そのようなことから、十和田市が作成している防災マップを市民に徹底周知することや災害・放射能対策等の勉強会の開催及び各地区の住民が災害の状況により、どこに避難し、どういう行動を取ればいいのか具体的防災計画に向けた再検討・再構築をお願いします。

<回答の内容>

十和田市では、国及び県の防災計画の見直しに合わせ、平成 25 年度に十和田市地域防災計画の修正を行いました。この修正に合わせ避難所の見直しを行い、防災マップを改訂して市内全世帯に配布しました。

地域住民の災害時における避難先や避難方法等については、地震・洪水・土砂災害など災害の種類や地域の特性により、避難場所、避難経路の選択など、その時々での現場の状況判断が最も重要であることから、防災マップのほかに土砂災害ハザードマップを対象町内会に配布するとともに避難所等の表示及び誘導看板を設置しました。今後、洪水ハザードマップも改訂し、対象町内会の各世帯に配布する予定です。

また、勉強会に関しては、現在、市民の防災意識の向上を目指し「ふるさと出前きらめき講座」を開催していますが、原子力事故対策等の専門的な勉強会については、外部の講師等も必要なことから、国、県の動向を踏まえて検討していきたいと考えています。

尚、地域においても、自主防災組織等を通じて災害への対応等について確認し合う等、防災意識の向上に努めていただきたいと考えており、今後も自主防災組織の支援を行っていきます。

継続要望事項 4

みどころ、食、イベント、駐車場情報等の発信機能の整備促進

<要望の内容>

【平成 23 年度からの継続要望】

十和田バラ焼きが全国に発信され、バラ焼きを食べられる「店情報」を中央交番に尋ねて来る観光客もいるようです。

また、観光客は市内の駐車場探しが容易でないなど、十分な情報発信環境に至っていない状況にあります。携帯電話、インターネット時代になって数年が過ぎたことから、大多数の方はこれらを使って情報を得ることが普通となってきました。十和田市としても、消費者ニーズにあった対応をするため、早急に発信機能の整備が必要と思われることから、是非とも検討をお願いします。

<回答の内容>

観光情報については、市ホームページやパンフレット等による発信に努めています。

また、「十和田市観光物産交流施設」に観光情報の総合窓口としての機能を持たせ、観光客から問い合わせの多い「十和田バラ焼き」の店舗、「駐車場」などの情報を発信しています。

さらには、観光客の利便性の向上を図るため、桜の広場からアートステーションまでの官庁街通りで、公衆無線 LAN (Wi-Fi) が利用できるよう整備を進めるとともに、十和田市観光協会が行うパソコン及びスマートフォン用のウェブサイトの新たな構築を支援し、食べる、飲む、泊まる、アートなどの観光情報を発信しています。

今後とも関係団体と協議しながら、観光客のニーズに則した情報の提供を図っていきたいと考えています。

継続要望事項 5

中心市街地に観光客を受け入れるための 大型場バス等対応可能な駐車場の整備促進

<要望の内容>

【平成 23 年度からの継続要望】

現代美術館の見学及び十和田バラ焼きを食べることを目的とした観光客が市内中心街でも多く見受けられるようになりました。観光客の中には、大型バス等での方も多く、駐車場を尋ねられることも多々あります。美術館駐車場や有料駐車場を案内して対応していますが、観光客を商店街に滞留させ、街の賑わい創出に繋げるため、市中心商店街周辺に大型バス等対応可能な駐車場の整備をお願いします。

<回答の内容>

大型バスで現代美術館に来られた観光客には、西二番町駐車場を案内し、官庁街通りなどへ来られた観光客には、北園駐車場及び若葉公園西側の駐車場を案内しています。

目的地周辺で降りていただき、また迎えに来てもらうことで観光客の利便性の低下はないと思われれます。

今後は駐車場の利用促進が図られるよう、観光事業者等に周知していきたいと考えています。

継続要望事項 6

高森山総合運動公園への案内看板の設置

<要望の内容>

【平成 22 年度からの継続要望】

十和田市の西側に位置する高森山総合運動公園は、パークゴルフ場や人工芝のサッカー場など、心身の健康促進に寄与するための総合スポーツレクリエーションの場として各種大会などに利用されています。しかし、案内看板が不十分なため、初めて訪れる方が「称徳館・駒っこ広場」と勘違いしたり、近くの商店に道を尋ねたりすることが頻繁にあると聞いています。そこで、同公園までの道路案内標識と市内の総合観光案内板の見直し及び整備をお願いします。

<回答の内容>

高森山総合運動公園への案内看板については、今年度、称徳館及び駒っこランドの案内と併せて、国道 102 号、佐井幅から深持地区に進入する丁字路及び集落排水深持処理場周辺に「誘導看板」を設置することにしています。

なお、官庁街通りの駒っこ広場に設置している「観光案内板」については、平成 22 年度に修正を終えています。

継続要望事項 7

新渡戸記念館の整備と 太素塚の環境整備（駐車場案内看板を含む）の促進

<要望の内容>

【平成 13 年度から継続要望】

新渡戸記念館は、市が私設新渡戸記念館を継承し、昭和 39 年 8 月に着工、昭和 40 年 3 月に完成した施設であり、以来、「太素顕彰会」を中心に全市あげて資料の整理・保存とその展示に取り組んで今日に至っています。この新渡戸記念館は、稲生川の開拓事業はもとより、当市の産業・文化・都市生成の過程を知る貴重な資料館ですが、さらに、当市に縁の深い、世界の平和に生涯を捧げた新渡戸稲造博士の資料も数多く残されています。

平成 14 年 12 月 1 日の東北新幹線八戸駅開業に伴い、多くの観光客が県内を訪れる中、観光資源の乏しい当市においては、数少ない貴重な観光施設でもあることから、是非とも早期の新渡戸記念館と太素塚周辺環境の整備促進をお願いします。

<回答の内容>

新渡戸記念館は、建築後 49 年が経過し、老朽化及び狭隘さが指摘されています。また、太素塚の環境整備についても、その必要性が取り上げられてきました。

このことから、平成 25 年度には館内にあるトイレの改修及び参道のインターロッキング化を行い、また、今年度は、外壁の改修、空調設備の更新を実施しています。

施設及び周辺環境の整備については、今年度実施予定の新渡戸記念館の耐震診断の結果を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程の中で検討していきたいと考えています。

継続要望事項 8

東北新幹線八戸駅及び七戸十和田駅から 十和田市内観光・誘客の促進

<要望の内容>

【平成 22 年度からの継続要望】

平成 22 年 12 月に東北新幹線が全線開業しました。開通後には、他県からの観光客も増え、高齢化社会等を考えると、個人で、しかも公共バス路線を利用して旅行する人達が多く、本県の文化観光立県を目指している趣旨目的からも、是非とも十和田湖観光ルートの設定と遊覧バス運行の促進をお願いします。

<回答の内容>

東北新幹線全線開業のインパクトを最大限に活かした圏域の観光振興を図るため、現在、近隣市町村で構成するエイト・ライン協議会や七戸・十和田観光推進委員会などにおいて、十和田湖を核とした各地域の観光資源を巡る観光ルートの開発、観光利用を目的とした着地型旅行商品造成などに取り組んでいます。

また、誘客のためには、十和田市のみならず、観光関係団体である十和田市観光協会や十和田湖国立公園協会の自発的な取組も重要であることから、連携を密にしながら、積極的に着地型旅行商品の開発及び販売促進に取り組んでいただけるよう働きかけていきたいと考えています。

継続要望事項 9

十和田市の入札における 「最低制限価格」の設定と入札参加資格の見直し

<要望の内容>

【平成 25 年度からの継続要望】

国、県の入札では、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除」、「適正な施工の確保」、さらには価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うなど、公共工事の促進に関する基本的事項を定めた法理のもと、「最低制限価格」が設定され、公共工事の入札・契約を実施しています。

しかし、十和田市ではまだ諸法令に沿った「最低制限価格」が設定されていません。良いものを造ることを前提に考えた場合、やはり諸法令に基づいた「最低制限価格」を設定し、適正価格での競争入札が望ましいと思われ、この「最低制限価格」が設定されていない十和田市においては、競争入札では、市内に多くある下請け業者にとっては死活問題となり得ます。また、公共事業は地方の経済構造において大きなウェイトを占めており、地域の経済事情についても同様です。民間工事が減少し続ける中で、同じく減少する公共工事については、市内のみならず市外に本店を置く建設関連業者が競争入札に参加しているのが現状です。地元企業育成及び地域活性化等、地域経済への貢献という観点から、市外に本店を置く建設関連業者とは入札参加資格を差別化し、市内に本店を置く地元建設関連業者に優先発注していただきたいと思えます。

つきましては、競争入札における「最低制限価格」の設定と入札参加資格の見直しについて是非ご検討くださいますようお願いいたします。

<回答の内容>

建設工事の入札については、これまで工物品質の確保を目的として「低入札価格調査制度」を実施していましたが、平成 26 年 4 月から「低入札価格調査制度」は予定価格 5,000 万円以上の工事を対象とすることに改正し、予定価格 5,000 万円未満の工事については「最低制限価格制度」を導入しています。

また、建設工事における入札参加者については、これまで市内に本店を有しなくても、支店等を有していれば市内登録業者として取り扱ってきましたが、市内経済の活性化及び市内業者の育成・振興をより一層図る観点から、平成 26 年度から市内に本店を有する業者のみを市内登録業者としています。